

○両市立病院における診療記録の情報提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知）に基づき、患者等の求めに応じて、千葉市立青葉病院又は千葉市立幕張海浜病院（以下「両市立病院」という。）が保有する診療記録に関する任意の情報提供（閲覧に供すること又は写しを交付すること）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(情報提供する診療記録の範囲)

第2条 情報提供の範囲は、診療録、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録（以下「診療記録」という。）とする。

(診療記録の情報提供を求めることができる者)

第3条 次に掲げる者は、診療記録を保有する両市立病院の院長（以下「院長」という。）に対し、診療記録に関する情報提供の申出（以下「情報提供の申出」という。）をすることができる。

- (1) 患者本人
- (2) 患者本人が成年被後見人の場合の法定代理人
- (3) 患者本人が未成年者の場合の法定代理人
- (4) 実質的に患者本人のケアを行っている親族又はこれに準ずる者
- (5) 患者本人が死亡した場合の患者の父母、配偶者、子又はこれに準ずる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、院長が情報提供の申出を認めた者
- (7) 国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められる申出に該当する者

2 前項第3号に掲げる者のうち、患者が15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。

3 前項第4号に掲げる者は、情報提供の申出を行うに当たっては、患者本人の同意を得なければならない。ただし、患者本人が合理的な判断ができない状態にあると認められる場合は、この限りではない。

(情報提供の申出の方法)

第4条 情報提供の申出をする者は、院長に対して診療記録情報提供申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を提出しなければならない。ただし、前条第1項第7号に掲げる者は、この限りではない。

2 情報提供の申出をする者は、院長に対して、前条第1項各号のいずれかに該当することを証明するために必要な書類で院長が定めるものを提出又は提示しなければならない。

(情報提供の決定)

第5条 院長（第3条第1項第7号に係る申出にあつては事務長。以下この条において同じ。）は、情報提供の申出があつた日の翌日から起算して14日以内に、診療記録の申出に係る情報提供の可否を決定しなければならない。

2 前項の決定をする場合において、第3条第1項第1号乃至6号に係る申出のときは、副院長、診療局長、看護部長、医療安全室長、医療安全管理者、事務長及び医事室長の合議を経なければならない。

3 院長は、第1項の決定をしたときは、情報提供の申出をした者（以下「申出者」という。）に対して診療記録情報提供等通知書（様式第2号）により、速やかに当該決定の内容を通知しなければならない。

4 院長は、やむを得ない理由により、第1項の規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、情報提供の申出があつた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、院長は、速やかに当該延長の期間及び理由を診療記録情報提供等決定期間延長通知書（様式第3号）により申出者に通知するものとする。

(情報提供の実施)

第6条 院長は、前条第1項の規定により診療記録を情報提供する旨を決定したときは、速やかに申出者に対し、当該診療記録を情報提供しなければならない。

2 診療記録の情報提供は、閲覧又は写しの交付により行うものとする。ただし、院長は、申出者の求めにより、要約書（診療記録の主要な内容を簡略にまとめたもので診療記録の内容を逸脱しないものをいう。）を作成して交付することができる。

3 第4条第2項の規定は、診療記録の情報提供を受ける者について準用する。

(手続の省略)

第7条 日常の診療活動における診療記録の説明において、診療記録の一部を患者等の閲覧に供する場合は、第4条、第5条及び第6条に規定する手続きを省略することができる。

(情報提供しないことができる診療記録)

第8条 院長は、情報提供の申出に係る診療記録が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、診療記録を情報提供しないことができる。

(1) 患者本人の治療効果に悪影響を及ぼすと認められるもの

(2) 患者本人以外のもの（以下「第三者」という。）に関する個人情報を含む診療記録であつて、情報

提供することによって、当該第三者の正当な権利利益を損なうおそれがあるもの

(3) 第三者から得た情報で、当該第三者の了解を得られないもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、院長が情報提供に適さないと判断したもの

(費用の負担)

第9条 第6条第2項本文の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の写しの作成に要する費用は実費相当額とし、用紙1枚につき10円、画像等の写しを必要とする場合においては、可搬式媒体に記録するものとし、CD-R1枚につき100円、DVD-R1枚につき120円とする。ただし、上記以外の媒体による診療記録の写しの作成に要する費用の額については、当該費用の実費に相当する額とする。

3 前項の規定により算定した費用の額に、消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額を徴収する。

(円滑な診療記録の情報提供のための環境整備等)

第10条 院長は、個人情報の保護の観点から申出者に対して、自己の責任において当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。

2 医師等は、診療録等を患者等に分かりやすいように作成するよう留意するものとする。

3 申出書、診療記録情報提供等通知書その他診療記録の情報提供に関する諸記録については、院内において厳格に管理及び保管するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるほか、診療記録の情報提供に関し必要な事項は院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。